

改元にかかる当金庫の取り扱いについて（Q&A）

平素は中兵庫信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、5月1日(水)の改元に伴い、一部取り扱いにおいて、お客様にお手数をおかけする場合があります。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

Q1 「平成」が記載されている官公署の証明書等は、有効な証明書として使用できますか？

A1 官公署発行の各証明書等については、「平成」表記が残っている場合でも有効な証明書として受け付けるよう国から指示が出ており使用できます。ただし、書類ごとに有効期限が定められているものがありますのでご注意ください。

Q2 「平成」表記の手形・小切手はそのまま使用できますか？

A2 2019年5月以降も、振出日・支払期日を問わず、「平成」表記の手形・小切手は使用できます。

ご使用の際はお手数ですが次の通り「平成」に二重線を引き、「令和」をご記入下さい。訂正印は不要です。

令和

令和

(例) ~~平成~~ 1年5月7日又は、~~平成~~ 元年5月7日

Q3 「平成」が記載されている金庫所定の帳票・書式類はそのまま使用できますか？

A3 2019年5月以降も「平成」表記の帳票・書式類はそのままご使用いただけます。ご使用の際は、上記**A2**の訂正例の要領でご記入ください。

Q4 新元号「令和」の手形・小切手を改元後すぐに使用したいので発行もらえますか？

A4 新元号「令和」表記の手形・小切手の作成にしばらく時間を要するため、一定のお時間をいただきます。

大変申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q5 改元に伴い振込の取扱いで注意することはありますか？

A5 「しんきんファクシミリ振込サービス」をご利用のお客様は指定日の記入方法にご注意ください。

〈指定日が5月10日〉・・・「010510」とご記入ください。